

令和9年度 税制改正に関する意見

令和8年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 広瀬 政之

令和9年度 税制改正に関する意見

我が国経済は、デフレを脱却し、一定の回復を見せたものの、米国の関税政策、中東情勢の緊迫化等に伴う資源・エネルギー価格の上昇などの地政学的リスクの高まりから、先行きに対する不確実性がますます高まっている。

一方、世界の鉄鋼市場は、国家主導による大規模な産業支援や過剰な生産能力を背景とした低価格輸出などから、厳しい競争環境が常態化している。その中で、我が国鉄鋼業は、国内供給基盤を維持し、経済安全保障上不可欠な素材供給を継続しながら、製鉄プロセスの脱炭素化という歴史的な産業転換を進めていかなければならない。

我が国経済の持続的な成長を確たるものとするためには、国際環境下で競争する我が国企業の研究開発、設備投資及び生産・販売活動等を強力に支援する措置が必要である。本年 7 月に閣議決定された骨太方針 2026 および日本成長戦略では、「主要先進国では、官民が連携して大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策を展開する中、我が国としても『責任ある積極財政』という考え方の下、政府が一步前に出て、官民手を携え、戦略分野への投資を進める。」とされ、危機管理投資や成長投資を官民が一体となって大胆かつ戦略的に進めて「強い経済」の好循環を目指し、17の戦略分野への投資促進策等を含めた実行計画として官民投資ロードマップが策定された。その方針に沿って、令和 9 年度税制改正では以下の項目を要望する。

なお、グローバルな競争が続く中、国際的イコルフットイングの重要性が増しており、我が国企業の実質的な税負担の適正化にも取り組む必要がある。具体的には、国際的に高位にある法人実効税率について、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえつつ、国際的な最低税率の合意レベルも勘案し、25%程度へ着実に引下げるとともに、税收中立の制約の下で拡大された課税ベースについても本来あるべき姿に戻すべきである。

《重点要望項目》

◎「強い経済」を前提とした「日本成長戦略」に基づく税制を含む諸制度による危機管理投資・成長投資としてのGXの加速・強化

本年 7 月 21 日に閣議決定された「日本成長戦略」では、17 戦略分野について、危機管理投資、成長投資の観点から今後国内投資を優先的に支援する 62 の「主要な製品・技術等」の一つとして、「資源・エネルギー・安全保障・GX」及び「マテリアル(重要鉱物・部素材)」の 2 戦略分野で「グリーン鉄」が選定され、抜本的なプロセス転換投資も含めた設備投資・革新技術開発支援、ルール・市場形成等各種施策により、2030 年代前半に、年約 300 万トン以上の規模の高品質なグリーン鉄市場を国内外で獲得するとの勝ち筋と方向性が示された。

また、本年 8 月 26 日のGX実行会議では「エネルギー需給構造強靱化に向けた我が国GXの加速について“POWER GX”」の下、①化石燃料の調達安定性の抜本向上と、②GXの加速・強化という 2 つの強靱化を推進することが明確化された。

こうした明確な国策の方向性に基づき、日本鉄鋼業は、これまでグリーンイノベーション基金による研究開発支援の下、グリーン鉄の生産に不可欠となる抜本的な生産プロセス転換向け、水素還元製鉄等の革新的技術開発を鋭意進めてきた一方、本技術開発で得られた知見を基に、分野別投資

戦略に基づく設備投資支援の仕組みを活用しながら、我が国の経済成長や経済安全保障の一翼を担うべく、大型革新電炉の実装を進めている。

鉄鋼業におけるGX推進には長い移行期間を要するとともに、生産プロセスや原燃料の抜本的な転換には巨額のCAPEX、OPEXを要することから、投資予見性を確保することが不可欠である。GX実行会議で示されたように、GX推進に向けた取組の一つである大型革新電炉実装の総事業費は約 1 兆 2,000 億円に及ぶ大型案件である。既に本格的な実行フェーズにある大型案件投資の予見性を確実なものとし、「日本成長戦略」に基づく我が国の持続的な成長を実現するためには、GXスチールの官需による率先調達や民需による先行需要創出の強化の観点から、インセンティブ措置や規制措置も含む更なる施策の早期実施に加え、“POWER GX”の強力な推進を通じた我が国の雇用と成長に繋げるための税制措置を確実に利用できることが不可欠である。

令和 6 年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制については、令和 8 年度税制改正において、税額控除規定の不適用措置が見直されたが、鉄鋼業界として賃上げ促進という政策目的の重要性を十分に認識・理解しており、その趣旨を尊重するものである。その上で、税額控除規定の不適用措置の制度趣旨を損なうことなく、戦略分野国内生産促進税制が生産・販売量に応じた税制措置であるという特性も踏まえ、不適用措置にかかる要件について、中長期的な投資予見可能性を担保する観点での見直しを要望する。

また、本税制がグリーンスチールの普及拡大と国内生産基盤の維持に不可欠なOPEXの上昇を支援する長期的な制度であることも踏まえ、その実効性の観点から、認定期間を延長するとともに、適用期間、控除上限や対象範囲の拡大、グループ通算制度の適用などについて、遡及適用も含めた制度の拡充を要望する。

◎石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、主要製鉄国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎カーボンニュートラルに資する設備を含む償却資産に対する固定資産税の廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっており、カーボンニュートラル実現等に向けた企業の設備投資意欲にも逆行するものである。現在、一部の設備に対して限定的な軽減措置が導入されているものの、我が国の産業全体の脱炭素化進展への寄与や、国際的なコスト競争力の観点からは不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担のアンバランスな関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。しかしながら、地方税財政を取り巻く状況から、すぐには、その実現が困難

な場合は、まずは、評価額の最低限度額 5%について、国税における減価償却制度の取扱いに合わせ廃止すべきである。

ただし、少なくとも、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑み、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については、即時に免税とすべきである。

◎カーボンニュートラルに資する研究を含む研究開発促進税制の拡充

カーボンニュートラルの実現のためには、今までとは次元が全く異なる、非連続的で革新的な技術が必要である。そのため、鉄鋼各社は、製鉄プロセスの抜本的な脱炭素化に向け、水素還元製鉄法を含む様々な研究開発を進め、実装技術の確立に向けた取り組みを加速している。世界の鉄鋼メーカーとの技術開発競争が益々激化する中、脱炭素技術開発分野において日本が世界のトップランナーを維持し、世界に先駆けて脱炭素化を実現し、国際市場における先駆的な地位を確立するためには、このような企業努力を後押しするような研究開発促進税制の一層の拡充が重要となっている。

令和 8 年度税制改正では、一般型について、増加インセンティブ強化等の観点から、税額控除率等の見直しが行われるとともに、AI・量子・バイオ等の国家戦略上重要な技術分野への研究開発を促進する観点から、戦略技術領域型が創設された。一方、2050 年カーボンニュートラルの実現についても国家戦略として掲げられていることを踏まえれば、脱炭素化に資する GX 関連技術についても戦略技術領域型に追加すべきである。また、税額控除限度超過額に係る繰越制度については、戦略技術領域型に限定するのではなく、一般型にも拡充するとともに、税額控除率や控除上限については国際的に劣後しないよう、これらの水準についても引き続き検討する必要がある。

◎事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設

鉄鋼事業を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的な賃上げや成長投資の原資を確保し、GX の推進や経済安全保障の分野における鉄鋼業の国内生産基盤を維持・強化するためには、経営資源の最適配置を通じた事業基盤の強化が重要である。こうした観点から、鉄鋼各社による事業ポートフォリオの見直しや事業再編を後押しし、成長分野等への経営資源の有効活用を促進するため、これらの取組みに伴う税負担を軽減する税制措置を創設すべきである。

《その他の要望項目》

○国際課税ルールに対する国際的な協調体制での取り組みと、実務負担に配慮した国内法制の整備・見直し

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、OECD 等において新たな国際課税制度が検討され、約 140 ヶ国が参加している BEPS 包摂的枠組会合の場を通じ、国際的な協調体制の下で、その取り組みが進められてきた。

令和 3 年には、デジタル経済の広がりに対応した新しい課税ルールの国際合意がなされ、日本においても、令和 5 年度税制改正以降、国際最低法人税率(グローバル・ミニマム課税:Pillar2)に係る国内法制化が行われている。その中で、米国が国際ルールと距離を置き、報復措置案を表明する等の動きもみられたが、新たに、グローバル・ミニマム課税と米国を含む一定の要件を満たす国の制度との共存システムが合意された。今後も引き続き、企業活動の妨げとならないよう、国際的な協調体制の下で推進していく必要がある。

一方、国内法制においても、グローバル・ミニマム課税と重複感のある外国子会社合算税制(CFC (Controlled Foreign Company) 税制、タックスヘイブン対策税制)については、目的外の増税や二重課税とならないよう、また、制度の重複や複雑化を回避し、我が国納税者にとって過度な事務負担とならないよう、更なる見直しが必要である。こうした状況を踏まえ、以下を要望する。

- ・ CFC 税制については、適用免除税率の引下げ(現行の 20%以上から 15%以上)、当該国の連結納税グループ単位での判定やグローバル・ミニマム課税で用いられる情報及び計算結果の利活用を認める等、所要の見直しを行うべきである。
- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行 3 年→10 年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の適正化を図るべきである。
- ・ 移転価格税制の対象となる国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、現行 50%以上の資本関係から 50%超の資本関係へと見直すべきである。
- ・ 外国子会社からの受取配当に係る益金不算入割合については、国内投資のための資金還流促進の観点から、現行 95%からの引き上げを検討すべきである。

○非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

我が国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力を低下させている。土地に係る固定資産税については、バブル崩壊後、地価が下落する商業地等の税負担の適正化を図る観点から、負担調整措置における負担水準(前年度の課税標準額／今年度の評価額)の上限の引下げ等が図られてきたが、当該上限引下げについては平成 14 年度を最後(上限 70%)に行われていない。また、平成 16 年度税制改正で導入された、地方自治体が条例により負担水準を 60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等から、実施自治体はごくわずかにとどまっており、ほとんど機能していない。

現下の地価動向をみると、地域や地目等による爬行性があるものの、デフレからの脱却が進むなか、都市部商業地を中心に上昇が続いており、負担水準についても据置措置ゾーン(60%～70%)を下回り、固定資産税負担が増加傾向にあることから、あらためて、固定資産税負担の適正化が求められる状況にある。

上記の状況を踏まえ、国内回帰が進みつつある我が国企業の競争力を確保し、国内立地を更に促進するために税負担の適正化を図る観点から、条例減額制度での限定的な対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60%へ速やかに引下げるべきである。

○退職給付に係る税制の整備

働き方やライフコースの多様化に合わせ、雇用形態や給付の種類に対し中立的な所得税制のあり方について議論が進められている中、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だけでなく、長期雇用による熟練工の養成等を前提とした製造業においては、企業による人材活用や雇用の人生設計等にも大きく影響を与えるため、より慎重に検討する必要がある。

また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面で

の以下の措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は、平成 11 年度より適用が停止され、その後も適用停止措置が繰り返し延長され、今日に至っている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られ、令和 7 年度税制改正において拠出限度額の引上げが行われたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ 行政手続のデジタル化推進等を背景とした登録免許税および印紙税の抜本的見直し
- ・ 産業競争力強化法における認定事業再編計画等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 土地の取得に係る不動産取得税の軽減措置の延長
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上